

# 東急あざみ野ゴルフガーデン利用約款

## (約款の適用)

第1条 東急あざみ野ゴルフガーデン（以下「本練習場」という）を利用する方（以下「利用者」という）は、本約款に従って利用するものとします。

## (利用契約の成立)

第2条 利用者は、本約款を承諾の上、本練習場を利用するものとします。ただし、本練習場が利用の承諾をしない旨の意思を明示したときは、この限りではありません。

## (利用の拒絶)

第3条 本練習場は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度または将来にわたり、本練習場の利用をお断りする事があります。

- (1) 天災その他やむを得ない事情により、本練習場の全部または一部を閉鎖するとき
- (2) 利用者が公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行ない若しくはこれらの行為を行う恐れがあると当社が認めたとき
- (3) 利用者が暴力的不法行為を行なう恐れがある者と認められるとき
- (4) 利用者が偽名又は他人名義で利用したとき
- (5) 利用者が泥酔し又は覚せい剤等の薬物を使用したとき
- (6) 利用者が刃物、危険物等を所持しているとき
- (7) 利用者がルール・マナーに著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
- (8) 利用者が暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と認められるとき
- (9) 利用者が他の利用者に故意に損害・迷惑を与えたとき、または与える可能性があるとき
- (10) その他、本約款に違反したとき

## (休業日、営業時間)

第4条 本練習場の休業日及び営業時間は、本練習場が別に定めるところによります。また本練習場はこれらを臨時に変更することができるものとします。

## (利用料金等)

第5条 本練習場を利用する場合、利用者は本練習場が別に定める利用料金及び支払方法により、利用料金を支払うものとします。

## (貴重品、ゴルフ用具等他所持品の管理)

第6条 利用者は、貴重品その他の携行品等は、自らの責任において管理するものとし、本練習場は、場所の如何を問わず、利用者の貴重品その他の携行品の紛失・盗難・滅失・毀損等について一切の責任を負わないものとします。

## (自己責任とマナー遵守)

第7条 利用者は、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り、自己の責任において本練習場を利用するものとします。

## (駐車場)

第8条 本練習場が定める駐車場（自転車駐車場を含む）における盗難、損傷等についての一切の管理責任は利用者が負います。

## (第三者への賠償)

第9条 利用者が、本練習場を利用中に、他の利用者または第三者から傷害、破損その他の損害を被った場合は、その相手方に対して直接損害賠償の請求等をするものとし、本練習場はそれに関し一切責任を負いません。

## (本練習場への損害)

第10条 利用者が、故意または過失によって本練習場に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

## (持込禁止品)

- 第11条 利用者は、本練習場内に次のものを持込むことはできません。
- (1) 動物、鳥類等（ペット含む）及び家畜類（身体障害者補助犬法に定められた補助犬を除く）
  - (2) 悪臭又は騒音を発するもの
  - (3) 鉄砲、刀剣類
  - (4) 発火、爆発の恐れのあるもの
  - (5) その他、本練習場が別途定めるもの

## (禁止行為)

第12条 利用者は、本練習場内において、次の行為をすることができません。

- (1) 賭博その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売及び広告宣伝等の営業行為
- (3) 定められた場所以外での飲食、喫煙行為
- (4) その他、第三者に迷惑を及ぼす行為、又は不快感を与える行為

## (諸規則の遵守)

第13条 利用者は本約款ならびに本練習場が別に定める規約及び館内告知等による指示を遵守するものとします。

## (個人情報の取り扱い)

第14条 本練習場は、運営に伴い知り得た利用者の個人情報（以下「個人情報」という）について、東急スポーツシステム株式会社（以下「当社」という）が別途定める「個人情報保護方針」に則り取り扱います。

2 個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- (1) 利用者に連絡を取る必要が生じた場合
- (2) 利用者の名簿管理等
- (3) 本練習場および当社が経営する施設のイベント、新商品開発、入会等のご案内および会費に関するダイレクトメールを送付する場合、またはこれらを電話・メール等でご案内する場合
- (4) 本練習場および当社のサービス、商品の改善のためのマーケット分析をおこなう場合（この場合、個人が特定されることはありません）

3 利用者が、個人情報の確認、訂正などを希望する場合、本練習場および当社は利用者からのお申し出に基づき対応します。

4 本練習場の個人情報に関する連絡先は次のとおりです。

東急あざみ野ゴルフガーデン 045-901-5211

## (約款の改定)

第15条 本練習場は、必要に応じ本約款を改定することができるものとします。

## (施設名称の変更)

第16条 2013年10月1日を以って、「東急嶺山スポーツガーデン」より「東急あざみ野ゴルフガーデン」に名称を変更するものとします。

以上

東急あざみ野ゴルフガーデン

2012年2月4日制定

2013年10月1日改定

# 東急あざみ野ゴルフガーデン利用規約

## (目的)

第1条 本規約は、東急あざみ野ゴルフガーデン（以下「本練習場」という）の利用について本練習場利用約款第13条に基づき規定するもので、本練習場の利用者（以下「利用者」という）が、本練習場の利用にあたり、確認の上、遵守していただくものです。

## (禁止事項)

第2条 本練習場では利用者が楽しく安全に利用していただけるよう、利用者は次の行為をすることはできません。

- (1) 指定打席以外を使用する行為
- (2) プレーヤー以外の方が打席ゾーンに立ち入る行為
- (3) 通路等、打席以外での素振り、バッシング等を行う行為
- (4) 本練習場が指定する場所以外でのボールの使用
- (5) フェアウェイ区域に立ち入る行為
- (6) 打席マット、打席間仕切りを移動する行為
- (7) 本練習場指定以外のボールの使用
- (8) 本練習場の撮影、録音等の行為（ただし、本練習場が許可する場合を除く）
- (9) 本練習場に所属していないゴルフレッスンプロなどがレッスンを  
行う行為及び本練習場に所属していないゴルフレッスンプロ  
などによるレッスンを受ける行為

## (満席時の利用)

第3条 本練習場は、打席が満席の場合、状況により利用（予約・順番待ちを含む）をお断りする事があります。

## (打席の定員)

第4条 本練習場は1打席あたり3名まで入場することができます。ただし、本練習場が予め認めた場合はこの限りではありません。

## (強風、雪、異常気象時の注意事項)

第5条 強風、雷、地震、異常気象などの際、本練習場の指示があった場合は、利用者は本練習場の利用を中断し、本練習場の係員の指示に従うものとします。

## (喫煙に関する注意事項)

第6条 打席、クラブハウス内では、所定の場所以外での喫煙は禁止します。また本練習場内における歩行中の喫煙も禁止します。

- 2 所定の場所において喫煙する場合は、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り、自己の責任において所定の場所を利用していただきます。

## (長尺クラブの使用)

第7条 本練習場では「長尺クラブ」（本練習場においては、シャフトの長さが46インチ以上のクラブを指します）の使用については、これにより第三者又は本練習場に損害を生じさせた場合には全て利用者自身の責任と負担において解決し、本練習場上及び当社に何らの責任を生じさせないことを確約することを条件に、十分な注意義務を前提に使用を承諾します。万一、長尺クラブを使用して発生した事故については、利用者の責任において処理していただきます。本練習場は一切の責任を負いません。

## (カードの紛失、盗難)

第7条 カードを紛失し、または盗難にあった場合の利用者の損害について、本練習場は一切の責任を負いません。

## (バンカー)

第8条 本練習場のバンカーを利用する場合、本練習場の指示に従って頂きます。また点検整備等のため利用をお断りする場合があります。

## (ロッカー)

第9条 本練習場が提供するロッカーを利用者が使用する場合、ロッカーの鍵は利用者自身が管理するものとし、紛失・盗難等による鍵の再発行は所定の手数料を徴収します。

## (規約の改定)

第10条 本練習場は、必要に応じ本規約を改定することができるものとします。

## (施設名称の変更)

第11条 2013年10月1日をもって、「東急嶮山スポーツガーデン」より「東急あざみ野ゴルフガーデン」に名称を変更するものとします。

以上

東急あざみ野ゴルフガーデン

2012年2月4日制定

2013年10月1日改定

# IC カ ド 利 用 規 約

## (目的)

- 第1条 東急あざみ野ゴルフガーデン(以下「本練習場」という)において使用する本練習場発行のICカード(以下「カード」という)については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所持者(以下「利用者」という)は、本規約にしたがってカードを利用するものとします。
- 2 利用者がカードを使用する場合、本練習場の利用約款及び規約等の規定が適用されることを予め承するものとします。

## (種別)

- 第2条 本練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。
- (1) 通常カード(記名式)
- (2) 早朝深夜カード(無記名式)

## (登録)

- 第3条 通常カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。

## (カードの発行)

- 第4条 通常カードは申込者1名につき1枚を登録申込みと同時に発行し、申込者は当該カードの署名欄に署名するものとします。
- 2 早朝深夜カードは所定の預かり金(デポジット)を支払うことにより発行します。なおデポジットは、早朝深夜カード返却時に、利用者に戻却されます。
- 3 カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。
- 4 前三項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとします。

## (入金・チャージ等)

- 第5条 通常カードは所定の機器にて予めチャージ(入金)することにより、本練習場のサービスを通常カードにて利用することができます。なお、1枚の通常カードに繰り返しチャージすることができます。
- 2 利用者は所定の機器等にて予めチャージされた早朝深夜カードを購入することにより、別途定める本練習場の早朝・深夜営業時間中に限り、本練習場のサービスを早朝深夜カードにて利用することができます。なお、早朝深夜カードは新たなチャージはできません。
- 3 利用後のチャージ残額については、所定の機器により確認することができます。
- 4 カードのチャージ残額はいかなる場合にも返金いたしません。

## (カード利用の停止・利用資格の喪失)

- 第6条 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると本練習場が判断した場合、本練習場は通知する事なく、カード利用を一時停止する措置をとることができます。
- 2 カードの利用状況が適当でないとお練習場が判断した場合、その他本練習場が必要と認めた場合、本練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとします。この場合利用者は本練習場に直ちにカードの返却をおこなうものとします。

## (カードの再発行)

- 第8条 カードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合は、本練習場は、通常カードに限り、本人確認の上、所定の手数料をいただきカードを再発行いたします。なおその際、以前のカードは無効となります。
- 2 早朝深夜カードはいかなる場合も再発行できません。

## (失効)

- 第9条 本練習場の利用がカードの最終利用日より一年間無い場合、カード(チャージ残額・デポジットを含む)は失効します。

## (登録事項の変更)

- 第10条 通常カードの利用者は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに本練習場へ連絡するものとします。なお、届出事項変更の連絡がない場合は、本練習場はカードの利用を停止することがあります。

## (不慮の事故による損害)

- 第11条 天災等、当社の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、本練習場は責任を負いません。

## (規約の改定)

- 第12条 本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。
- 2 本練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 3 前二項の場合において、本練習場は一切の責任を負いません。

## (施設名称の変更)

- 第13条 2013年10月1日をもって、「東急嶮山スポーツガーデン」より「東急あざみ野ゴルフガーデン」に名称を変更するものとします。

以上

東急あざみ野ゴルフガーデン  
2012年2月4日制定  
2013年10月1日改定

---

東急あざみ野ゴルフガーデン利用約款  
東急あざみ野ゴルフガーデン利用規約  
I C カード利用規約

---

東急あざみ野ゴルフガーデン

東急スポーツシステム株式会社